

京都市におけるマイバック等の持参促進及びレジ袋の削減に関する協定

古川町商店街振興組合、協定参加市民団体(以下、市民団体という。)、京都市レジ袋有料化推進懇談会及び京都 市は、地球温暖化防止と循環型社会構築に向けた環境配慮行動を推進し、次世代の子供たちによりよい地球環境を引 き継ぐことを目指し、本協定を締結し、以下の件を協働して取り組みます。

- 1 古川町商店街振興組合は、お客さま(市民)に対しマイバック等の持参を呼びかけるとともに、レジ袋の削減を 図る活動を推進します。
- 2 古川町商店街振興組合は、当組合が作成したマイバックを持参し、レジ袋の削減に協力されるお客さま(市民) を対象に商店街で使用できるポイント(金券)を通常より優遇し、還元します。
- 3 古川町商店街振興組合は、マイバッグ等の持参率60%以上を目標とします。
- 4 古川町商店街振興組合は、レジ袋の削減を図る活動状況及び目標数値について、定期的に京都市レジ袋有料化推進 懇談会に報告するとともに公表します。
- 5 市民団体は、マイバッグ等の持参によるレジ袋の削減を市民に呼びかけ、運動を拡大します。また、古川町商店 街振興組合のレジ袋の削減を図る活動を積極的に支援します。
- 6 京都市レジ袋有料化推進懇談会は、古川町商店街振興組合と協力してマイバッグ等の持参によるレジ袋の削減を 図る活動を支援するとともに、その効果を調査し、これを評価・公表することを通して、本活動の更なる拡大を目 指します。
- 7 京都市は、「京都市地球温暖化対策条例」、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「京都市 循環型社会推進基本計画(京のごみ戦略21)」の趣旨に基づき、古川町商店街振興組合のマイバッグ等の持参に よるレジ袋の削減を図る活動について効果的なPRを行うことによって支援します。
- 8 本協定の有効期限は本協定締結日より、「京都市循環型社会推進基本計画(京のごみ戦略21)」の中間目標で ある平成23年3月31日までとします。
- 9 本協定は自由に締結参加、脱退することができます。
- 10 この協定に定める事項を変更しようとするとき,この協定に定めのない事項で必要が生じたとき,または,この 協定に関し疑義が生じたときは、協定締結当事者で協議の上、定めるものとする。

平成19年1月10日

古川町商店街振興組合



市民団体

京都市ごみ減量推進会議

会長 高月 統

京のアジェンダ21フォーラム

京都市地域女性連合会

会長、伊納

特定非営利活動法人コンシューマーズ京都

(京都消団連)

特定非営利活動法人環境市民

京都市生活学校連絡会

白川源流と疎水を美しくする会

会長杜松光

ふろしき研究会

代表 森田和都子

京都市レジ袋有料化推進懇談会

京都市